

糸魚川市立糸魚川東小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立糸魚川東小学校

はじめに

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

このような考えのもと当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立糸魚川東小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

※個々の行為がいじめに当たるかどうかについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

② いじめの理解

いじめを当事者同士だけの問題にとらえず、集団の問題として扱う。

③ いじめの認知及びその後の対応における留意事項

ア 表面的な言葉や態度だけで判断せず、当事者同士の関係性に着目して判断する。（いじり、じゃれ合い等で）いつも同じ子が標的になっているような場合は、本人がいじめと認めなくても、いじめと疑って対応する。

イ 好意による言動で相手を傷つけてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ① 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ③ いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ④ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ⑤ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑥ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための取組

（1）いじめの未然防止のための取組

- ① 教育活動全体をととして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、社会性（規範意識や人間関係能力等）の育成を図る。
- ② 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ③ 学級経営や学習指導の充実を図り、互いに認め合える人間関係、学級風土をつくる。
- ④ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- ⑤ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① いじめ調査等
 - いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象のいじめアンケート調査（毎月、随時）
 - ・児童対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、随時）
 - ・保護者対象のアンケート調査（7月、12月、随時）
- ② いじめ相談体制
 - ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
 - ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。
- ③ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上
 - ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（3）いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。担任任せにせず、組織的に対応し事実を確認する。（「県いじめ等防止のための資料集」P49メモを活用）
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせないよう指導する。
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑥ いじめを行った児童の保護者を家庭訪問または学校へ召喚し、事実の報告と助言を行う。また、今後の学校との連携への協力を要請する。

※ いじめを認知した場合、⑥までを認知の当日中に行う。

- ⑦ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑧ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑨ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に継続的に交換し合い、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

※ いじめ認知の際の対応の流れについてはフローチャートを参照のこと。

3 いじめ防止等の対策のための組織

（1）いじめ・不登校対策委員会

- ① 設置の目的
 - 法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以

下「組織」という。)として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・けんかやふざけ合い等、いじめに該当するか否かの状況確認を組織的に行う。
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・会議は終礼に週1回開催し、児童情報交換と兼ねる。いじめ発生時は緊急に開催する。

(2) 学校運営協議会

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態であると学校が認知した場合は、当該児童の安全確保を最優先して対応に当たる。
その上で、市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

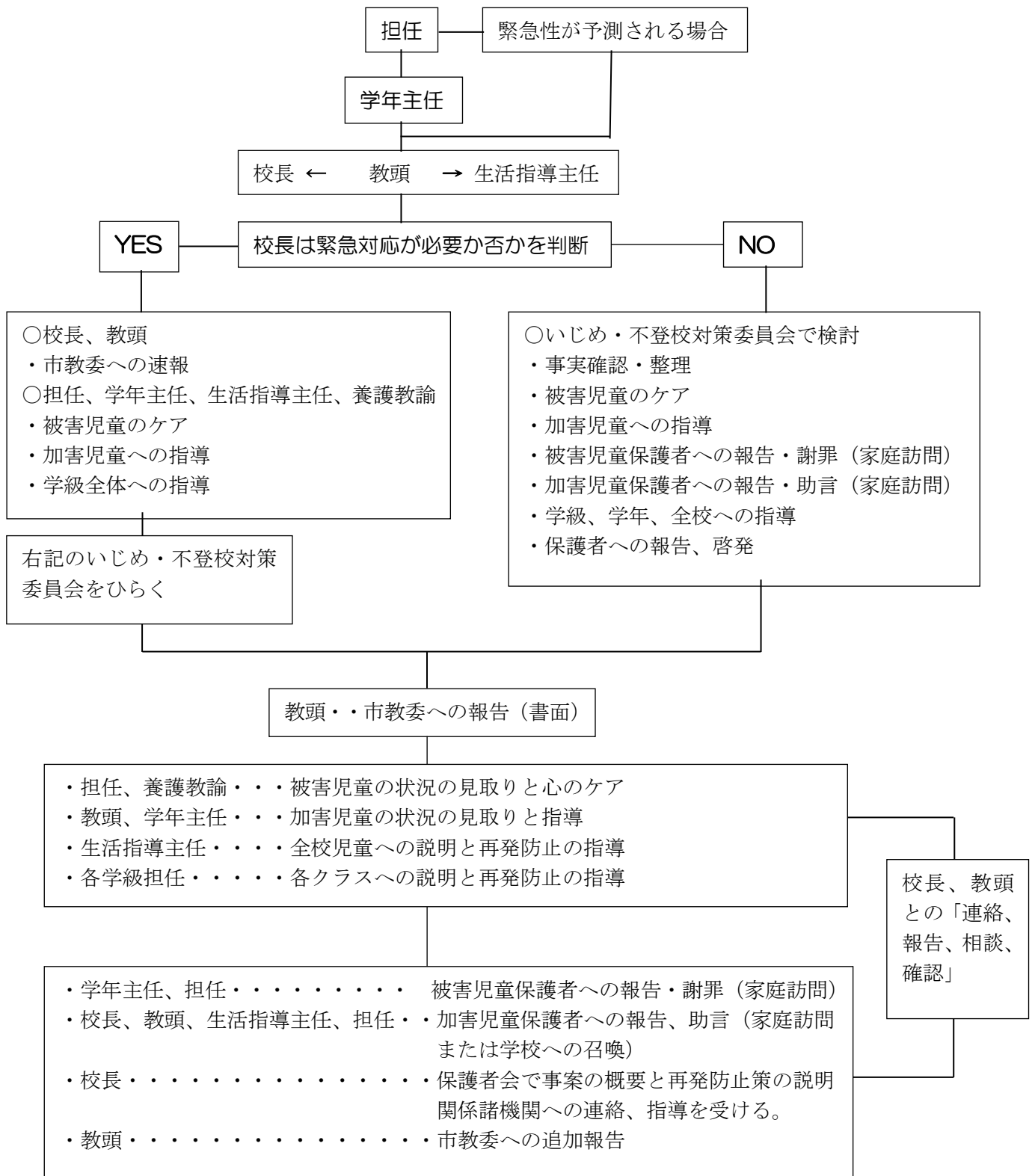
② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめを見つけたときの基本的な報告・指導のながれ



いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童（生徒）対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換（通年・週1） ○児童理解研修会①	○いじめ見直しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○学校生活アンケート ○あいさつ運動、異学年交流(通年)	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報（PTA総会） ○あいさつ運動（通年） ○学校運営協議会① ○PTA活動の充実（通年） ○学習参観 ○保護者懇談会① ○家庭訪問
5	○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○Q-U検査 ○運動会（社会性育成の視点） ○学校生活アンケート	○地区PTA行事
6	○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○学校生活アンケート ○教育相談ウィーク①	○民生児童委員懇談会 ○保護者アンケート①
7	○学校評価（前期） ○児童の情報交換 ○児童理解研修会②	○1学期の振り返り ○夏休みの生活指導 ○学校生活アンケート	○保護者懇談会② ○学習参観 ○地区懇談会
8	○生徒指導研修 ○学校評価（前期） ○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成（ラジオ体操など）
9	○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○学校生活アンケート	○学習参観 ○学校運営協議会② ○保護者懇談会③
10	○生徒指導研修 ○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○糸東小まつり ○学校生活アンケート ○Q-U検査	○糸東小まつり
11	○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○教育相談ウィーク② ○学校生活アンケート	○広報活動 ○保護者懇談会④(個別懇談)
12	○学校評価（後期） ○児童の情報交換 ○児童理解研修会③	○いじめ見逃しゼロ強調運動 ○学校生活アンケート ○2学期の振り返り ○冬休みの生活指導	○保護者アンケート②
1	○学校評価（後期） ○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○学校生活アンケート ○体験入学	
2	○児童の情報交換 ○いじめ不登校対策委員会	○学校生活アンケート ○移行学級 ○卒業、進級に向けた取組	○自由参観 ○学校運営協議会③
3	○児童理解研修会④(認定会) ○学校評価（後期）新年度体制づくり	○年度の振り返り ○学校生活アンケート ○卒業式 ○春休みの生活指導	○学習参観 ○保護者懇談会⑤ ○卒業式